

第 6 章

労働争議の調整

第1節	概況	-----	33
第2節	調整事件の概要	-----	38
第3節	公益事業の争議行為予告及び実情調査	----	40

第6章 労働争議の調整

第1節 概況

1 調整事件取扱状況

令和2年に係属した調整事件は、労働組合側から新規に申請のあった1件であった（第1表、第2表）。

第1表 調整種別取扱件数

種別	年次									
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
あっせん	1	2(1)	2	2	1	-	2	3(1)	1	1
調 停	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仲 裁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	1	2(1)	2	2	1	-	2	3(1)	1	1

(注) () の数字は前年からの繰越件数で内数

第2表 調整開始手続別取扱件数（新規申請分）

手続	年次									
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
申請によるもの	1	1	2	2	1	-	2	2	1	1
労働組合等	1	1	2	2	-	-	2	2	1	1
使用者	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
労使双方	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
申請によらないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	1	1	2	2	1	-	2	2	1	1

2 業種別・企業規模別取扱状況

新規係属事件の業種は、「複合サービス事業」が1件であった（第3表、第4表）。

第3表 業種別取扱件数（新規申請分）

業種	年次									
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
運輸業	-	1	-	2	-	-	2	-	-	-
卸売・小売業	1	-	1	-	-	-	-	1	-	-
金融業・保険業	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
医療・福祉	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
教育・学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
複合サービス事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
サービス業	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
合 計	1	1	2	2	1	-	2	2	1	1

第4表 企業規模別取扱件数（新規申請分）

従業員数	年次									
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
1～49人	1	1	1	1	-	-	-	1	-	-
50～99人	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-
100～499人	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1
500～999人	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
1,000人以上	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
合 計	1	1	2	2	1	-	2	2	1	1

3 調整事項別取扱状況

新規係属事件の調整事項は、「組合承認・組合活動」が1件であった（第5表）。

第5表 調整事項別取扱件数（新規申請分）

調整事項		年次									
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
経営・人事		-	-	-	-	1	-	-	2	1	-
	解雇	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
	その他の経営・人事	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-
賃金等		3	-	1	2	3	-	1	-	-	-
	賃上げ	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-
	一時金	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-
	諸手当	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他賃金等	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-
給与以外の労働条件		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の労働条件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
組合承認・組合活動		-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
団体交渉促進		-	1	1	-	-	-	1	-	-	-
その他		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		4	1	2	2	4	-	2	2	1	1

(注) 1つの事件につき複数の調整事項を持つものがあるため、他の表の件数とは必ずしも一致しない。

4 調整結果別取扱状況

係属事件の調整結果は、「解決」が1件であった（第6表）。

第6表 調整結果別取扱件数

結果		年次									
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
取扱件数		1	2	2	2	1	-	2	3	1	1
	繰越件数	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-
	新規件数	1	1	2	2	1	-	2	2	1	1
解決件数		-	1	2	-	-	-	-	-	-	1
取下件数		-	1	-	2	-	-	-	-	-	-
打切件数		-	-	-	-	1	-	1	3	1	-
繰越件数		1	-	-	-	-	-	1	-	-	-

5 調整所要日数

係属事件の所要日数の平均は、「57.0日」であった（第7表）。

第7表 調整種別所要日数

年次 区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
	あっせん	-	1	2	-	1	-	1	3	1
-		39.0	22.0	-	57.0	-	8.0	2.3	20.0	57.0
調 停	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仲 裁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	1	2	-	1	-	1	3	1	1
	-	39.0	22.0	-	57.0	-	8.0	2.3	20.0	57.0

（注） ここでの「所要日数」とは、調整員指名日から終結日までの平均所要日数をいう。

表中の上段が件数、下段が平均日数となっている。

なお、取扱件数から調整員指名前に取下げのあったものを除いている。

6 調整事件一覧表（令和2年）

調 整 番 号	2-1
事 件 名	令和2年（調） 第1号事件
調 整 区 分	あっせん
所 在 地	郡山市
業 種	複合サービス事業
申 請 者	労働組合
組 合 員 数	1名
申 請 受 付 年 月 日	令 和 2 年 3 月 1 1 日
調 整 員 氏 名 年 月 日	令 和 2 年 3 月 3 0 日
終 結 年 月 日	令 和 2 年 5 月 2 5 日
調 整 回 数	1回
所 要 日 数	57日
終 結 区 分	解決
調 整 事 項	組合掲示板の設置、貸与を求める
調 整 員	公益委員：駒田 晋一 労働者委員：遠藤 和也 使用者委員：穴澤 耕二

第 2 節 調整事件の概要

1 福労委令和 2 年（調）第 1 号（あっせん）事件

(1) 申請受付年月日

令和2年3月11日

(2) 当事者

申請者 X 労働組合

被申請者 Y 株式会社（複合サービス事業）

(3) あっせん事項

組合掲示板の設置、貸与を求める。

(4) あっせん申請に至るまでの経過

年月日	交渉経過
平成24年 8月	組合支部（以下、「X組合」という）結成に伴い、支部組合掲示板の設置・貸与を支部長が所属していたA事業所へ要求した。
9月	Y社から「組合掲示板は、社屋管理協議会で設置の可否を決定するが、10月1日に会社統合を予定しており、それまでの間は協議会を開催できない状況であるため、すぐには回答できない」旨の回答があった。
平成25年 4月	X組合は改めて支部組合掲示板の設置・貸与を要求した。
7月	第1回団体交渉において、Y社側からの予算上困難であるとの回答に対し、X組合は休憩室隣の2つの掲示板が1年近く使われていないと指摘した。Y社側は、後日局長に確認するとしたが、数日後、指摘した掲示板に会社の掲示物が掲示された。
8月	第2回団体交渉において、X組合側は貸与を要求した直後に会社掲示物が掲示されるのは不自然であると指摘したが、Y社側は赴任した局長から掲示の指示が事前にあったと主張した。
9月	第3回団体交渉で、X組合側は他組合には貸与し当組合に貸与しない対応は、中立保持義務に反し不当労働行為であると主張した。これに対しY社側は、予算上困難との従来の回答を繰り返した。
10月	X組合は改めて支部組合掲示板の設置・貸与を要求した。
11月	団体交渉において、Y社側は不当労働行為には当たらない、予算上、社屋上困難との回答に終始し、議論は平行線をたどった。それ以降、しばらくの間、組合は掲示板設置について要求しなかった。また、支部長はB事業所へ転属となった。
令和元年 5月	X組合は改めて支部組合掲示板の設置・貸与をB事業所へ要求した。
9月～ 令和 2年 3月	9月以降、4回の団体交渉を行ったが、Y社側は従来の主張を繰り返したため、X組合はY社に対し、労働協約に基づき、労働委員会にあっせんの申請する旨を通知した。
3月	X組合は当委員会にあっせんの申請を行った。

(5) 当事者の主な主張

ア X組合側

(ア) 他組合には組合掲示板を設置・貸与しているにもかかわらず、当組合には組合掲示板を設置・貸与しないことは、組合差別の不当労働行為である。

(イ) Y社側は設置・貸与は困難であると主張するが、設置可能な壁面はあり、貸与は可能である。

イ Y社側

- (7) 会社としては、団体交渉において誠実に対応し、前向きに検討すると回答している。組合差別となるような行為は行っておらず、丁寧に対応している。
- (イ) 会社の業況が厳しい状況であるため、掲示板設置の予算を計上することは容易ではない。X組合側は簡易的な掲示板でも構わないと主張するが、景観上、また、組織統制の観点からも掲示板を設置するのであれば、相応なものでなければならない。

(6) 終結状況（解決） ・ ・ ・ ・ （終結年月日：令和2年5月25日）

あっせんにおいて、X組合側は、他組合にのみ組合掲示板を貸与することは不当労働行為であるため、同様に扱ってほしい旨を主張した。

これに対し、他組合に対する掲示板の貸与条件をX組合が承諾すれば、既存の掲示板の一部を組合掲示板として貸与する方針としたことを主張した。

あっせん員による調整の結果、Y社側が提示した条件の下で掲示板を貸与することについて、労使双方から了承する意向が示されたため、その旨を内容とするあっせん案を提示した。

その後労使双方からあっせん案受諾の回答文書が提出され、本争議は解決した。

第3節 公益事業の争議行為予告及び実情調査

令和2年に受け取った争議行為予告通知件数は39件であり、実情調査実施件数は158件であった（第1表）。

第1表 争議行為予告通知取扱件数及び実情調査実施件数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
予告通知件数	—	9	13	—	1	—	—	—	1	13	1	1	39
実情調査実施件数	7	5	24	21	17	16	10	7	6	8	18	19	158

予告通知件数を争議事項別にみると、賃上げ25件、一時金が11件、その他が3件となっており、賃上げという経済的事項が64.1%を占めている。過去5年間を見ても、経済的事項の占める割合が大きい（第2表）。

第2表 争議事項別予告通知取扱件数

種別	年次									
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
賃上げ	26	22	22	24	32	40	32	41	24	25
一時金	24	23	21	17	21	18	2	2	8	11
労働協約	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—
労働時間	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—
団交促進	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	3	1	4	4	1	3	2	7	7	3
合計	53	46	47	45	54	62	40	50	39	39

次に、予告通知件数を業種別にみると、医療業24件、道路貨物運送業6件などとなっており、医療業及び道路貨物運送業の上位2業種で76.9%を占めている。過去5年間についても、医療業及び道路貨物運送業の占める割合が大きい（第3表）。

第3表 業種別争議行為予告通知取扱件数

種別	年次									
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
鉄道業	4	3	4	3	4	7	5	5	3	2
道路旅客運送業	—	—	—	—	1	5	3	3	2	3
道路貨物運送業	15	12	15	16	20	18	3	12	4	6
通信業	1	1	2	2	2	3	1	2	2	2
電気業	4	—	—	—	3	3	3	3	3	2
医療業	26	27	26	24	24	26	25	25	25	24
その他	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	53	46	47	45	54	62	40	50	39	39